

彦根市公共下水道事業の経営健全化の取組みと 使用料体系案

複数の使用料体系案に基づく検討

彦根市上下水道部

目次

1 第3回審議会の内容	2
2 これまでの経営健全化の取組みについて	4
3 今後の経営健全化に向けた取組みについて	8
4 下水道使用料の概要と現状について	10
5 下水道使用料体系の検討パターンについて	15
6 今後の予定について	27
参考資料	29

1 第3回審議会の内容

1.1 第3回審議会の検討事項

第2回審議会のまとめと第3回審議会の検討事項

第2回審議会
まとめ

- ✓ 現預金残高、現金収支、繰入金額の圧縮等を総合的に考慮して、下水道使用料の改定率を検討しました。
- ✓ 使用料改定率については、10%で決定。

第3回審議会
検討事項

- ✓ 経営健全化の取組みについて
- ✓ 本市下水道事業の使用料体系の現状について
- ✓ 使用料体系案について

2 これまでの経営健全化の取組みについて

2.1 これまでの経営健全化の取組みの概要

経営健全化に向けた主な取組内容

第2回審議会で示したとおり、使用料改定を実施した場合を除いて、追加の借入れなしに資金を15億円以上維持することは困難という結果となりました。

安定した経営を実現していくためには、費用の削減と収益の増加の双方について検討する必要がありますが、これまで本市下水道事業では、以下の取組みを実施してきました。

【経営健全化に向けた主な取組内容】

	支出面	収入面
主な取組み	<ul style="list-style-type: none">・ ストックマネジメント計画の策定による投資の合理化による費用削減・ 計画的な施設の維持管理の取組み・ 業務の効率的な委託及び職員数の適正化の取組み など	<ul style="list-style-type: none">・ 下水道接続率の向上による使用料収入の増加・ コンビニ収納・決済用アプリ収納の導入による利便性の向上 など

2.2 これまでの経営健全化の取組内容

これまでの主な取組み(1/2)

これまでの主な取組み	内容
ストックマネジメントの策定	<p>下水道施設全体を一体的に捉え、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより、持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコスト低減を図ることを目的とし、下水道ストックマネジメント計画を策定し、下水道施設の適切な維持管理に努めています。</p> <p>なお、計画策定により、管路施設について、標準耐用年数で改築した場合と比べて、546百万円／年の投資の縮減が見込まれています。</p>
計画的な維持管理	ストックマネジメント計画に基づき、マンホール内および下水管内のカメラ調査を計画的に行い、不明水の早期発見・解消に努めるとともに、施設の老朽化状況等を把握し、必要に応じて、長寿命化対策を実施しています。
広域化に関する項目	琵琶湖流域下水道東北部処理区関連の県・市町と不明水対策など広域的な連携を積極的に進め、経費縮減に努めています。
民間活力の活用 職員数適正化の取組み	使用料徴収や窓口業務などの一部業務については水道事業と一体的に民間に委託することで、効率的な管理運営と経費節減に努めています。 また、民間委託等を通じて、これまで10名程度の人員を削減してきました。

2.2 これまでの経営健全化の取組内容

これまでの主な取組み(2/2)

これまでの主な取組み	内容
水洗化率(接続率)の向上	<p>下水道使用料収入による経営基盤の強化を図るため、水洗化普及員による下水道未接続の個別訪問など、接続率向上に伴う下水道使用料収入による経営基盤の強化を図っています。</p> <p>今後、大口排水先の下水道接続への働きかけなども実施していきます。</p>
住民サービスの確保及び住民満足度の向上に関する項目	<p>住民サービスや情報提供の一環として、指定排水設備工事業者を本市ホームページに掲載しています。また、下水道使用料のコンビニ収納・決済用アプリ収納を可能にしたことで、利便性向上につなげることができました。</p> <p>下水道使用料の滞納者に対しては、督促状・催告書を送付して自主納付を促しています。それでも未納が続く場合は財産を調査し、その差押などの滞納処分を行うことにより、未収金の発生防止および解消に努めています。</p>
防災・安全対策に関する項目	<p>下水道事業は市民生活の維持に重要なライフラインであるため、災害時においても事業継続が可能な危機管理体制を確立する必要があります。</p> <p>防災対策や危機管理体制として、下水道業務に携わる他事業体との連携を強化していくとともに、彦根市地域防災計画に基づき下水道事業業務継続計画(下水道BCP)を策定しました。</p>

3 今後の経営健全化に向けた取組みについて

3.1 今後の取組の検討

今後の取組内容

これまでの取組みを踏まえ、今後も下水道事業の健全な経営を図るため、以下の取組みを進めていくことにより、費用縮減・収益増加に努めていきます。

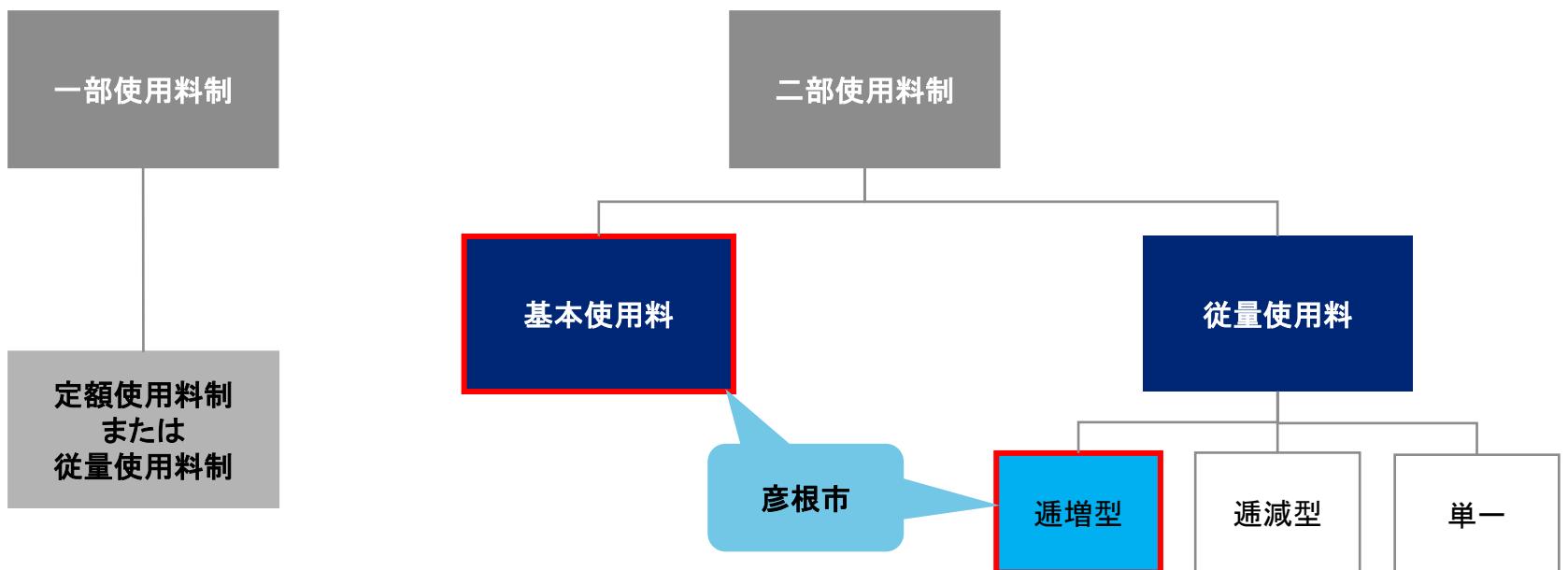
これからの主な取組み	内容
ストックマネジメントの見直し	ストックマネジメント計画を定期的に見直していきます。 また、下水道施設の更新にあたっては、本市の現況を考慮して、投資の合理化等を検討します。
民間資金・ノウハウ等の活用に関する項目	ウォーターPPPなど新たな民間連携についての活用を検討し、更新投資・維持管理等に要する費用の削減に努めます。
危機管理体制の充実	滋賀県及び県内関係市町や関係団体等との連携強化、災害時活動拠点の整備、下水道施設の耐震性能の確保の取組み等を継続して実施し、将来の災害に備えます。 また、BCPに基づいた管理体制の強化を図っていきます。

4 下水道使用料体系の概要と現状について

4.1 下水道使用料体系の概要

下水道使用料体系

- 使用料の構成には、定額使用料制または従量使用料制のいずれかである一部使用料制、基本使用料と従量使用料から成る二部使用料制があり、下水道では二部使用料制を採用していることが一般的です。
- 基本使用料は、一律の基本使用料を徴収することが一般的です。
- 従量使用料については、使用量に応じて単価が変動するもの(遙増・遙減)と单一のものがあります。
- 本市の使用料体系は、二部使用料制で、基本使用料は一律、従量使用料は遙増型を採用しています。



4.2 現行の下水道使用料体系

彦根市下水道料金表

- 基本料金のなかには基本水量が含まれており、10m³/月までの使用量には超過料金がかかりません。
- 超過料金は逓増型で、使用量が多くなるほど単価が高くなります。ただし、公衆浴場排水は単一型となります。
- 特定排水とは工場・事業所等のうち、使用量が750m³/月を超える部分となります。

区分	基本料金	超過料金(1m ³ 当たり)	
一般排水	1,280円	10m ³ まで	0円
		10m ³ を超え30m ³ まで	140円
		30m ³ を超え50m ³ まで	150円
		50m ³ を超え100m ³ まで	160円
		100m ³ を超える分	170円
特定排水	1,280円	10m ³ を超え750m ³ まで	一般排水と同じ
		750m ³ を超える分	227円
公衆浴場排水	300m ³ まで9,520円	300m ³ を超える分	72円

(出所:彦根市料金表(水道料金・下水道使用料)より)

4.3 使用料体系の検討項目

主な検討項目

- 使用料体系の検討にあたっては、主に下表の5点が検討項目となります。
- 基本水量は、公衆衛生上の観点や、日常生活の上で最低限必要なナショナルミニマムとしての排出量を考慮して設定されているものです。

区分	基本料金	(1か月あたり 税抜)	
		超過料金(1m ³ あたり)	
一般排水	1,280円	10m ³ まで	0円
		10m ³ を超え30m ³ まで	140円
		30m ³ を超え50m ³ まで	150円
		50m ³ を超え100m ³ まで	160円
		100m ³ を超える分	170円
特定排水	1,280円	10m ³ を超え750m ³ まで	一般排水と同じ
		750m ³ を超える分	227円
公衆浴場排水	300m ³ まで9,520円	300m ³ を超える分	72円

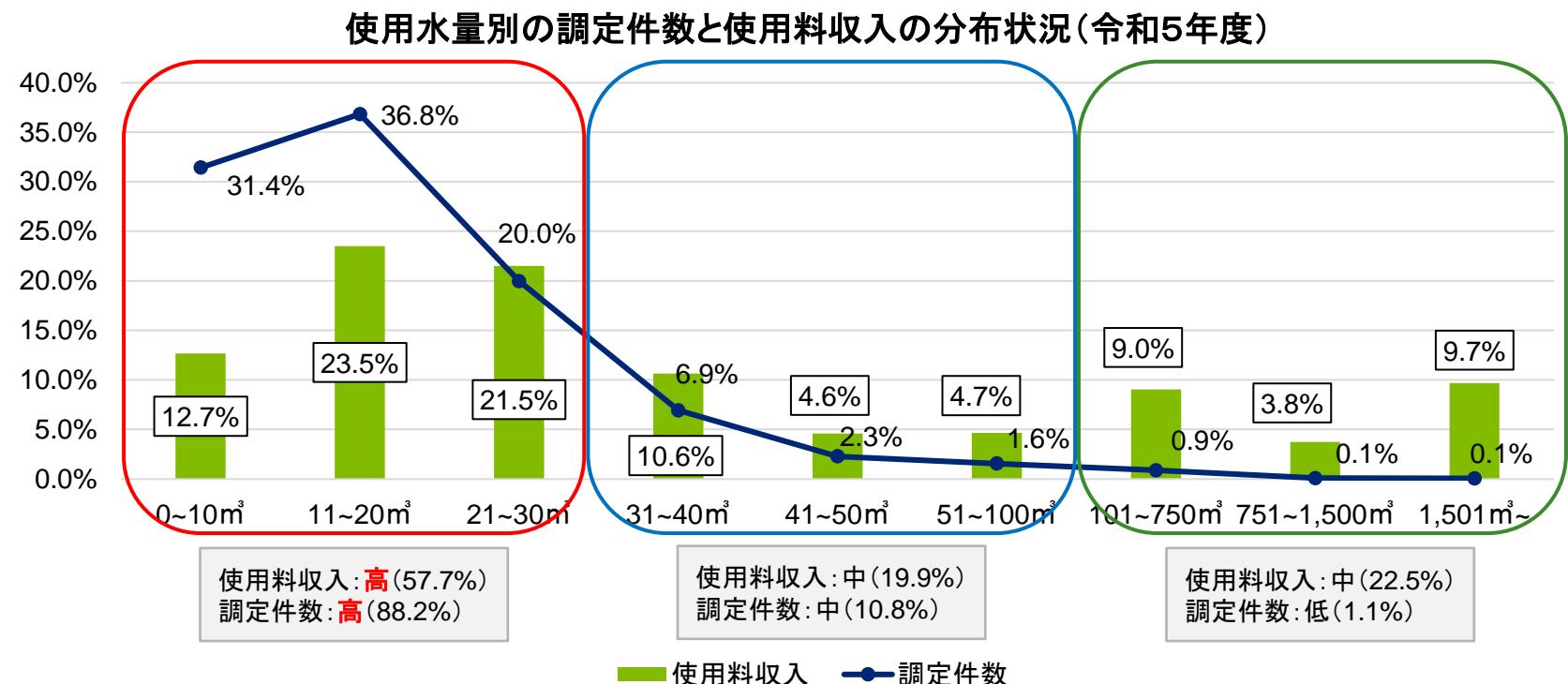
①基本使用料と従量使用料の収入割合
②基本水量
③従量使用料の逓増度
④水量区画
⑤区分別使用料の検討

(出所:彦根市料金表(水道料金・下水道使用料)より)

4.4 下水道使用料の負担状況

使用水量別の分析

- 0～30m³/月の使用者は、調定件数の約88%、使用料収入の約58%を占めています。
- 31～100m³/月の使用者は、調定件数の約11%、使用料収入の約20%を占めています。
- 101～/月の使用者は、調定件数の約1%、使用料収入の約22%を占めています。
- 使用水量30m³までの利用者が全体の88%程度なのに対して、負担している使用料収入は全体の約57%に抑えられていることから、一般家庭に一定配慮した使用料体系になっていると考えられます。



5 下水道使用料体系の検討パターンについて

5.1 使用料体系の検討パターン

3つの使用料体系案

新使用料体系の検討に際しては、3つの使用料体系を検討します。

- パターン①では、「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき、理論的な使用料体系を設定し、使用料の適正化を図っています。
- パターン②では、パターン①の理論的な使用料体系をベースとしつつ、急激な負担増が生じないよう使用者に配慮して、使用料体系を設定しています。
- パターン③は、現行の使用料体系に即して、一律10%の改定をした使用料体系です。

パターン①

下水道使用料算定の基本的考え方に基づいた体系
(使用料適正化:下水道事業者の視点)

日本下水道協会が示した「下水道使用料算定の基本的考え方」(2016年度版)で示されている方法に基づき、使用料の適正化を図った使用料体系

パターン②

理論と現状を踏まえた体系
(少量使用者等への配慮:使用者の視点)

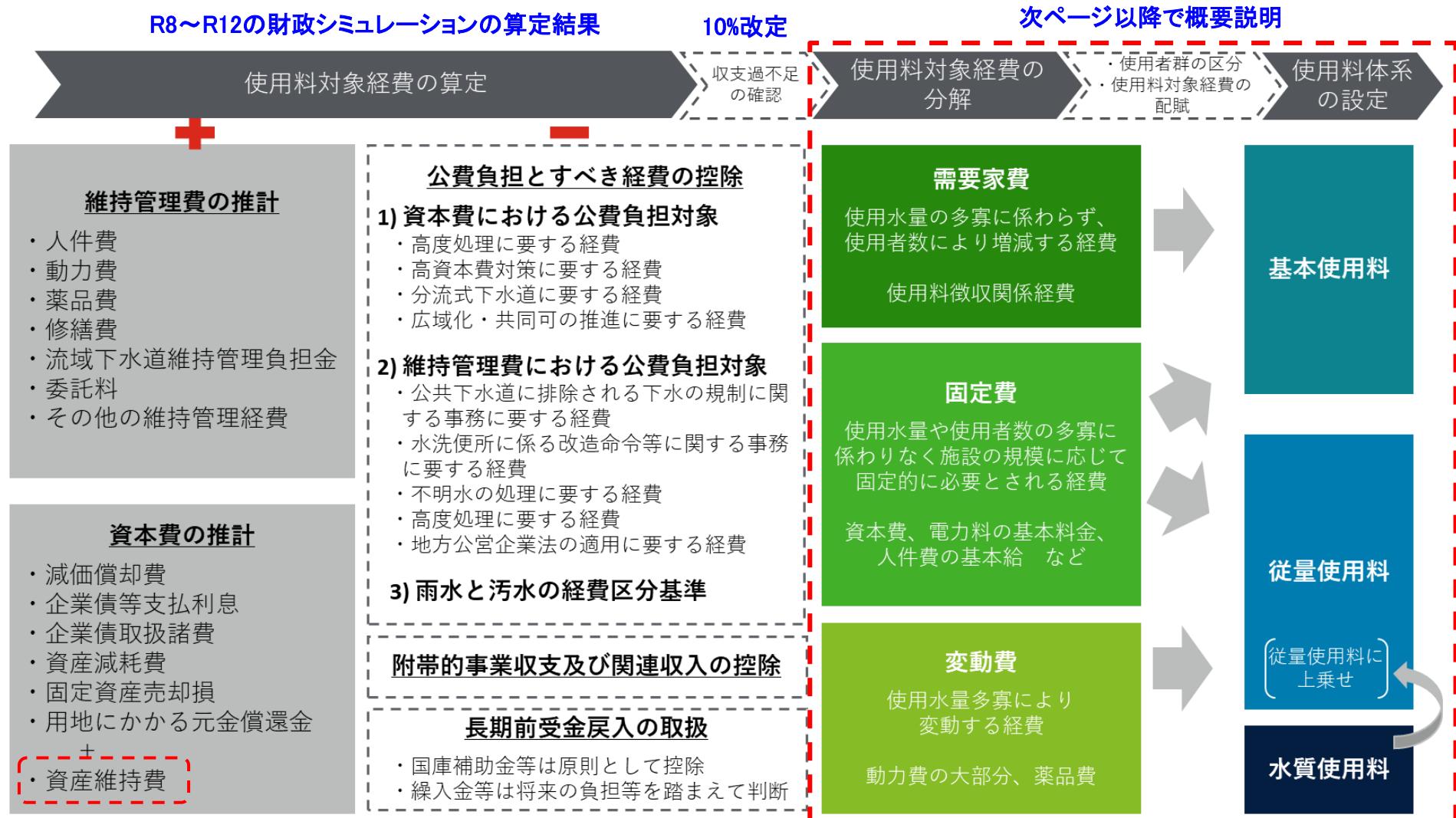
理論的な使用料体系と現行使用料体系を比較して、急激な負担増が生じないよう、配慮した体系を検討します。特に、少量使用者の負担には十分配慮した体系を検討します

パターン③ 一律改定

現行の使用料体系に基づき、一律10%改定

5.2 下水道使用料算定の基本的考え方に基づく使用料体系の算定方法

下水道使用料算定の基本的考え方に基づく使用料体系設定の流れは以下のとおりです。



(出典:日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的な考え方2016年度版」平成29年3月10日 8～22ページを参考に作成)

5.2 下水道使用料算定の基本的考え方に基づく使用料体系の算定方法

使用料対象経費の算定と分解(R8~R12)

単位:千円	費用	長前戻入	その他控除	使用料対象経費	(固定費・需要家費)	(変動費)
資本費	13,821,323	▲4,020,361	▲6,607,940			
減価償却費	11,703,530			3,193,022	3,193,022	—
支払利息等	1,460,683					
流域下水道維持管理負担金	657,110					
維持管理費	4,674,975			4,674,975	4,578,458	96,517
流域下水道維持管理負担金	3,374,649			3,374,649	3,374,649	—
委託料	651,364			651,364	651,364	—
人件費	463,006			463,006	463,006	—
その他	185,956			185,956	89,439	96,517
資産維持費	394,607	—	—	394,607	394,607	—
				合計	8,166,087	96,517

負担金単価の資本費・維持管理費の割合で按分

処理水量に応じて発生する費用ではあるものの、計画処理水量に基づき請求されるものであり、計画処理水量と実績にほぼ差異はないことから、実態を考慮して固定費に分類

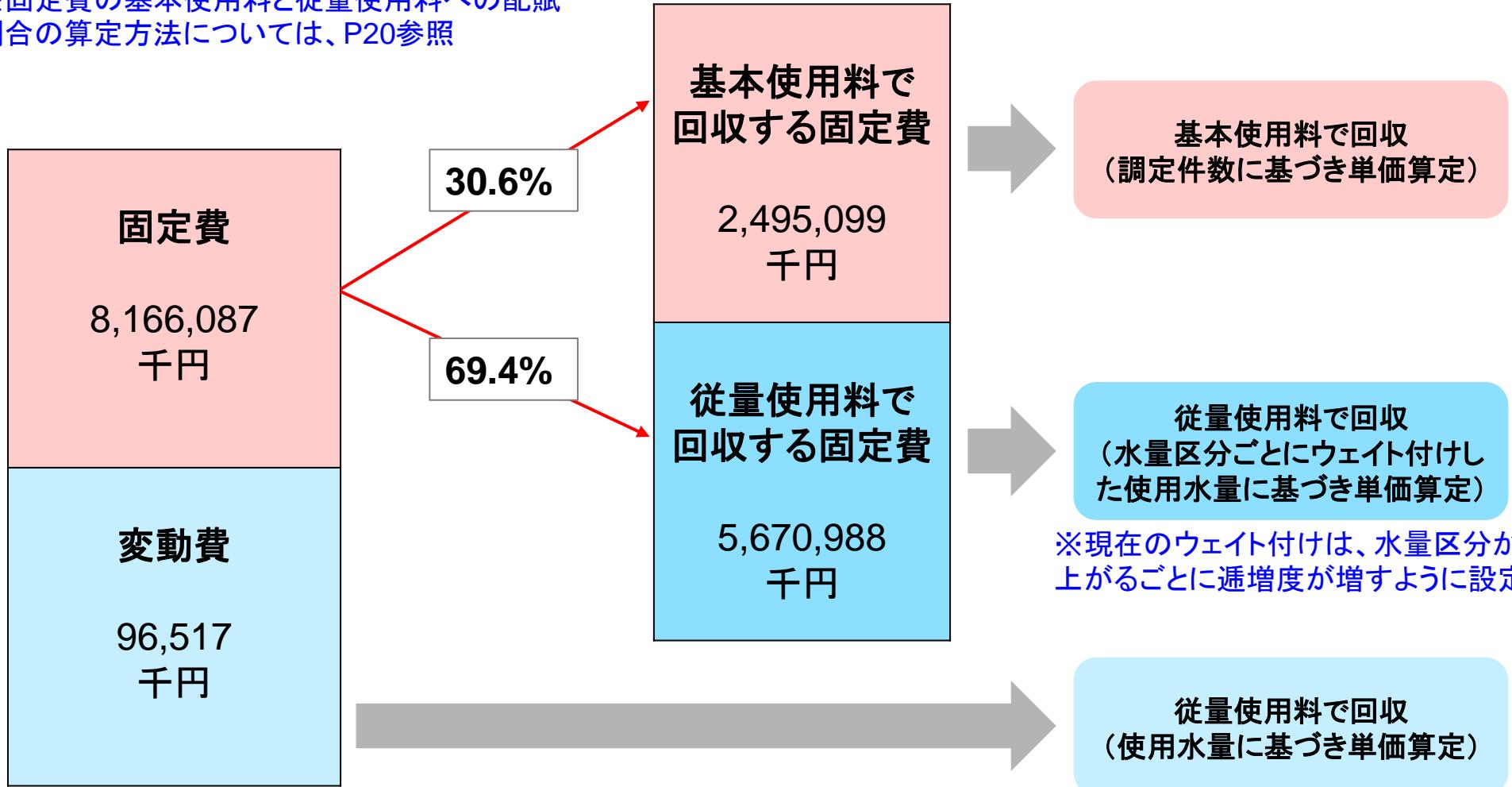
■資産維持費の算定

固定資産の更新の際に物価上昇や機能向上等により、再投資額が以前の取得価額よりも高くなる傾向にあることから、使用料対象経費のうちに含めるもの。今回は、減価償却費(長期前受金戻入控除後)をベースに約6%で算定。

5.2 下水道使用料算定の基本的考え方に基づく使用料体系の算定方法

基本使用料と従量使用料への配賦

※固定費の基本使用料と従量使用料への配賦
 割合の算定方法については、P20参照



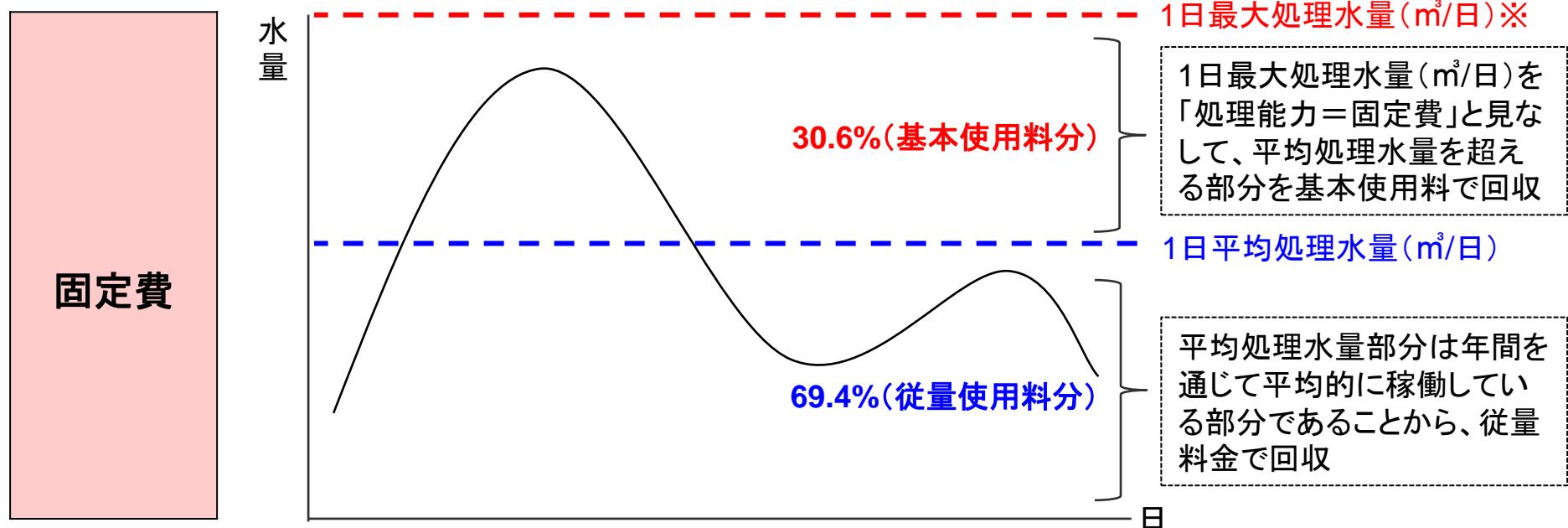
5.2 (参考)固定費の基本料金と従量料金への配賦割合の考え方

固定費の配賦割合

施設整備等に関連する固定費は、処理水量の有無にかかわらず発生する費用であるため、その全額を基本料金で回収することが望ましいと考えられます。しかしながら、固定費のすべてを基本料金で回収とした場合、基本料金が著しく大きくなってしまいます。

「下水道使用料算定の基本的考え方」には、固定費の基本料金と従量料金への配賦方法について具体的な記載がないため、水道料金算定要領を参考として、処理能力に基づき、固定費の配賦割合を算定します。

【固定費の配賦割合の算定イメージ】



※本市においては、流域下水道に接続していることから、彦根市としての施設能力はありません。そのため、流域下水道東北部処理区の現在の施設能力(120,750 $m^3/\text{日}$)を流域下水道の事業計画における各市町の計画汚水量(日最大汚水量)の構成割合で按分しています。その結果、本市の施設能力は「44,588 $m^3/\text{日}$ 」と算定され、過去の平均的な汚水量「30,937 $m^3/\text{日}$ 」に基づき、配賦割合を69.4%(従量使用料分)・30.6%(基本使用料分)と算定しています。

5.3 検討パターン①(理論的な使用料体系)

R5使用料収入と使用料対象経費(R8~R12平均)

単位:千円		基本使用料 (固定費)	従量使用料 (変動費)	合計
使用料収入	使用料収入(R5実績)	616,641	885,634	1,502,275
使用料対象経費	合計(固定費+変動費)	499,020	1,153,501	1,652,521
	固定費(R8-12平均)	499,020	1,134,198	1,633,218
	変動費(R8-12平均)		19,303	19,303

【現行の下水道使用料体系(1か月・税抜)】

水量区分	現行単価(円)
基本使用料	1,280
従量使用料	I (0-10)
	0
	II (10-30)
	140
	III (30-50)
	150



【理論的な使用料体系(1か月・税抜)】

理論単価(円)	増減率
1,030	▲19.5%
90	—
110	▲21.4%
130	▲13.3%
150	▲6.3%
200	+17.6%
270	+18.9%

※10円未満の端数は調整

5.3 検討パターン①(理論的な使用料体系)

理論的な使用料体系

- 理論的な使用料体系では、基本使用料が値下げとなるとともに、 $100\text{m}^3/\text{月}$ までの従量単価が値下げとなっています(ただし、 $10\text{m}^3/\text{月}$ の区分に新たに単価が設定されています)。
- $100\text{m}^3/\text{月}$ までの従量単価が値下げとなる要因は、現行の使用料体系では $10\text{m}^3/\text{月}$ までの水量は基本水量として基本使用料に含まれていますが、理論的な使用料体系では基本水量の設定がなく、 1m^3 の使用ごとに従量使用料が発生しているためです。
- その結果、 $10\text{m}^3/\text{月}$ を使用した場合には、基本使用料1,030円+従量使用料900円($90\text{円} \times 10\text{m}^3$)となり、1か月当たりの下水道使用料は1,930円と現行の1,280円から約51%と大幅な値上げとなり、少量利用者の急激な負担増となることから、現行の基本水量を維持した場合の使用料体系案を検討します。

【現行の下水道使用料体系(1か月・税抜)】

水量区分	現行単価(円)
基本使用料	1,280
I (0-10)	0
II (10-30)	140
III (30-50)	150
IV (50-100)	160
V (100-750)	170
VI (750-)	227

現行の使用料体系では、基本水量部分は基本使用料として回収

従量使用料

【理論的な使用料体系(1か月・税抜)】

理論単価(円)	増減率
1,030	▲19.5%
90	—
110	▲21.4%
130	▲13.3%
150	▲6.3%
200	+17.6%
270	+18.9%

現状の基本水量部分も勘案すると、実質的な基本使用料は1,930円

5.4 検討パターン②(理論的な使用料体系を調整)

理論的な使用料体系からの調整

- 理論的な使用料体系では、少量利用者に対して実質的には大きな値上げとなってしまうことから、現行の基本水量を維持する方針とします。ただし、基本水量を維持することによる従量使用料の不足を賄うために、基本使用料の改定率は10%よりも高い水準とします。
- また、理論的な使用料体系では、100m³以上の従量単価が大きく引き上げられていますが、これによって大口利用者の排水量の抑制や下水道接続の抑制や転換などが生じてしまうと、有収水量が大きく減少し、使用料を改定しても十分な使用料収入が得られない可能性があります。さらに、750m³以上の従量単価については、特定排水として既に高い遞増度が設定されていることから、従量単価の改定は現行から+10円に抑える方針とします。

【現行の使用料体系(1か月・税抜)】

水量区分	現行単価(円)
基本使用料	1,280
従量使用料	I (0-10)
	0
	II (10-30)
	140
	III (30-50)
	150
	IV (50-100)
	160
	V (100-750)
	170
	VI (750-)
	227

【理論的な使用料体系を調整した使用料体系案(1か月・税抜)】

改定単価(円)	増減率
1,480	全体で10%改定となるように設定 +15.6%
0	—
150	+7.1%
160	+6.7%
170	+6.3%
180	+5.9%
240	+5.7%

5.5 検討パターン③(一律改定)

10%一律改定

- 10%一律の改定(10円未満の端数調整)を実施した新使用料体系案は下表のとおりです。
- 次ページ(P25)に示すとおり、固定費・変動費の割合と基本使用料・従量使用料の割合が概ね整合していることから、現行の使用料体系を維持したパターンとしています。

【現行の下水道使用料体系(1か月・税抜)】

水量区分	現行単価(円)
基本使用料	1,280
従量使用料	I (0-10)
	0
	II (10-30)
	140
	III (30-50)
	150
IV (50-100)	160
V (100-750)	170
VI (750-)	227

【10%一律改定の使用料体系案(1か月・税抜)】

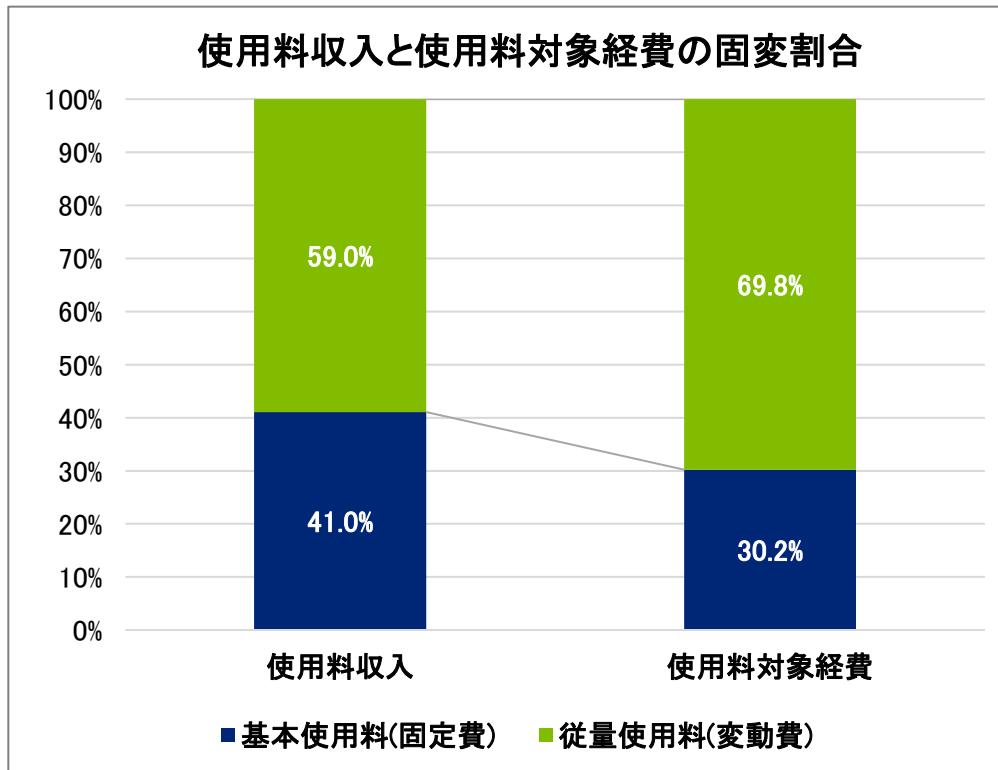
水量区分	改定単価(円)	増減率
基本使用料	1,410	+10.2%
従量使用料	I (0-10)	0
	II (10-30)	160
	III (30-50)	170
	IV (50-100)	180
	V (100-750)	190
	VI (750-)	250



5.5 検討パターン③(一律改定)

使用料収入(基本使用料・従量使用料)と使用料対象経費(固定費・変動費)の構成割合

- 使用料収入の構成割合は基本使用料41.0%・従量使用料59.0%、使用料対象経費の構成割合は固定費30.2%・変動費69.8%となっています。
- 固定費は基本使用料で回収すべき費用、変動費は従量使用料で回収すべき費用であり、現行の使用料体系は固定費と変動費の割合と概ね整合しています。
- また、人口減少等により処理水量が減少しても安定した経営を維持するためには、基本使用料の割合が高いほうが望ましいことから、現行の使用料体系を維持しています。



5.5 使用料体系案のまとめ

検討パターン	メリット	デメリット
検討パターン① 理論	➤ 「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づいて使用料体系を設定しており、理論的に適正な使用料体系と考えられます	➤ 現行の使用料体系から大きな変更となり、少量使用者への負担が大きい使用料体系となります
検討パターン② 理論+調整	➤ 「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づいた理論的な使用料体系をベースに、急激な値上げ、有収水量の急激な減少が生じないように、少量使用者・大口使用者に配慮した使用料体系です	➤ 一律改定に比べ基本使用料が高くなることから、基本水量内の使用者への負担が大きい使用料体系となります
検討パターン③ 一律改定	➤ 現行の使用料体系を維持して、基本使用料・従量使用料を一律改定するものであることから、改定の負担が公平になされていると考えられます	➤ 「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づいた理論的な使用料体系に沿っていないものとなります

【検討パターン① 理論】

水量区分	改定単価(円)
基本使用料	1,030
従量使用料	I (0-10)
	II (10-30)
	III (30-50)
	IV (50-100)
	V (100-750)
	VI (750-)

【検討パターン② 理論+調整】

水量区分	改定単価(円)
基本使用料	1,480
従量使用料	I (0-10)
	II (10-30)
	III (30-50)
	IV (50-100)
	V (100-750)
	VI (750-)

【検討パターン③ 一律改定】

水量区分	改定単価(円)
基本使用料	1,410
従量使用料	I (0-10)
	II (10-30)
	III (30-50)
	IV (50-100)
	V (100-750)
	VI (750-)

6 今後の予定について

審議会スケジュール

各回の審議予定内容

今回

	第1回	第2回	第3回	第4回
開催日	令和6年7月30日	令和6年11月29日	令和7年3月25日	令和7年5月頃
主目的	彦根市公共下水道事業の課題の把握 ～経営及び施設の現状～	彦根市公共下水道事業の投資・財政試算 ～財政シミュレーションによる分析～	彦根市公共下水道事業の経営健全化の取組みと使用料体系案 ～複数の使用料体系案に基づく検討～	経営戦略の策定 ～投資試算・財政試算を反映した経営計画の策定と審議会意見書～
内容	①彦根市公共下水道施設の状況説明 ②公共下水道事業の収支の概要(一般会計からの繰出金、国庫補助金の制度の説明) ③彦根市公共下水道事業経営の現状と課題の説明	①中長期の排水需要予測について ②管路・管渠の整備更新計画について ③財政シミュレーションについて ④下水道料金の改定と財源試算(料金改定率について複数パターンでのシミュレーション)	①これまでの経営健全化の取組みについて ②今後の経営健全化に向けた取組みについて ③下水道使用料の概要と現状について ④下水道使用料体系の改定パターンについて	①「中長期の投資試算・財政試算」を「令和8年度から令和17年度までの10年間」に反映させた経営計画の策定について ②経営計画(使用料体系含む)に対する意見書の提出について

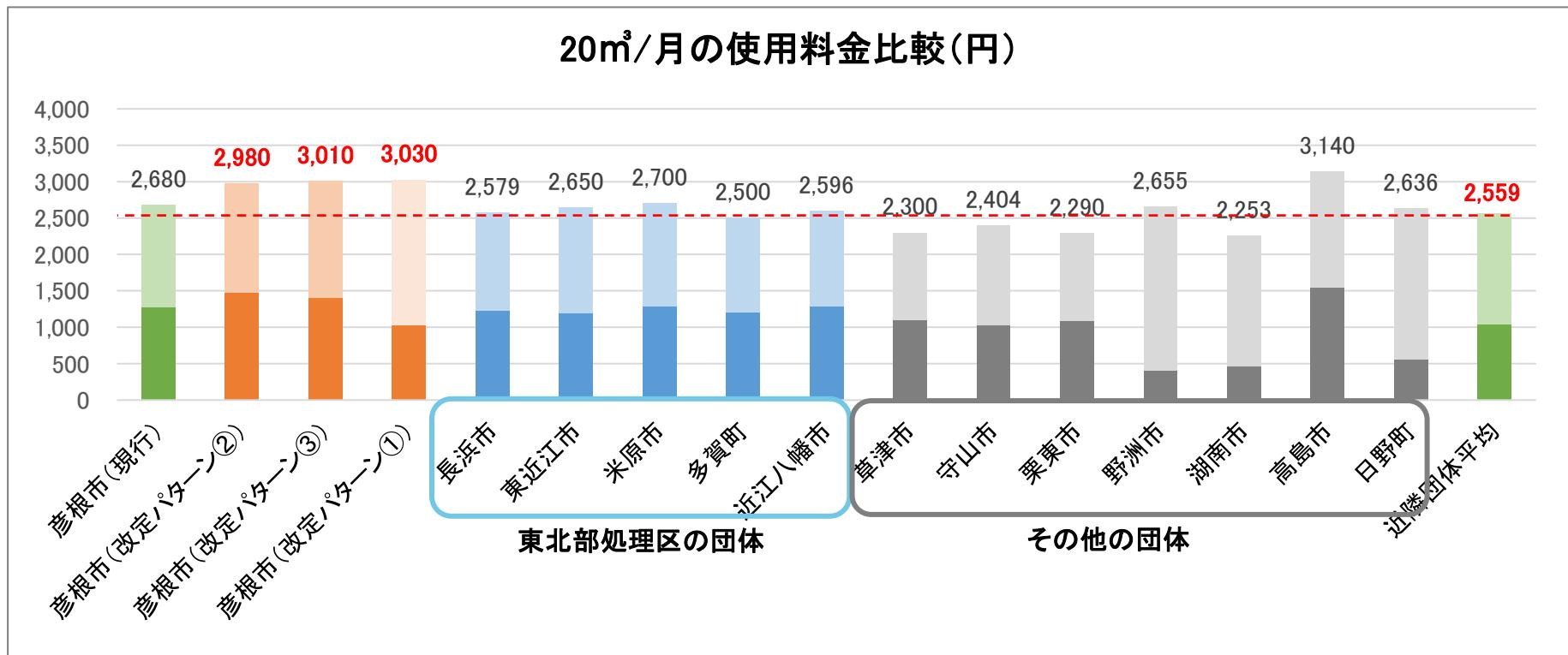
參考資料

(参考) 下水道使用料の近隣団体比較

近隣団体との比較

現行の使用料金は、近隣団体平均と比較して+121円で3番目に高い水準となっています。

10%改定後の使用料金は、パターン①で近隣団体平均と比較して+471円、パターン②で+421円、パターン③で+451円と県内で2番目に高い水準となります。



※ 令和6年5月現在の1か月分(税抜)の金額

※ 滋賀県内の流域関連公共下水道事業の団体と比較

(参考) 検討パターン①(理論)の使用料収入

パターン①の使用料収入見込み

- 令和5年度の調定実績に基づき、パターン①の使用料体系で使用料収入を算定した場合、平均改定率は11.8%程度となります。
- 基本使用料と100m³/月までの従量使用料が値下げとなっていますが、基本使用料は▲19.2%となっている一方で、従量使用料は全体で+33.3%となっており、基本使用料と従量使用料の値下げをこれまで基本使用料に含まれていた10m³/月の従量使用料で回収しています。その結果、10~30m³/月の使用者に高い負担がかかっています。

水量区分	現行単価 (円)	R5実績 使用料収入 (千円)	改定単価 (円)	使用料収入 推計 (千円)	差額	増減率
基本使用料	1,280	616,641	1,030	498,105	▲118,536	▲19.2%
基本水量の廃止 従量使用料化	I (0-10)	—	—	90	72,845	+72,845
従量使用料	II (10-30)	140	321,818	110	501,759	+179,941 +55.9%
	III (30-50)	150	171,213	130	178,504	+7,291 +4.3%
	IV (50-100)	160	60,588	150	58,462	▲2,126 +3.5%
	V (100-750)	170	130,882	200	138,692	+7,810 +6.0%
	VI (750-)	227	201,131	270	230,528	+29,397 +14.6%
	従量使用料合計	885,632	—	1,180,790	+295,158 +33.3%	
	合計	1,502,273		1,678,895	+176,622 +11.8%	

(参考) 検討パターン②(理論+調整)の使用料収入

パターン②の使用料収入見込み

- 令和5年度の調定実績に基づき、パターン②の使用料体系で使用料収入を算定した場合、平均改定率は10.0%程度となります。

水量区分		現行単価 (円)	R5実績 使用料収入 (千円)	改定単価 (円)	使用料収入 推計 (千円)	差額	増減率
基本使用料		1,280	616,641	1,480	715,724	+99,083	+16.1%
従量使用料	I (0-10)	—	—	—	—	—	—
	II (10-30)	140	321,818	150	344,097	+22,279	+6.9%
	III (30-50)	150	171,213	160	183,031	+11,818	+6.9%
	IV (50-100)	160	60,588	170	64,289	+3,701	+6.1%
	V (100-750)	170	130,882	180	136,898	+6,016	+4.6%
	VI (750-)	227	201,131	240	208,319	+7,188	+3.6%
合計		1,502,273			1,652,358	+150,085	+10.0%

※滞納分の支払いなど、一部の特殊な調定データは実績の集計から除外しています

(参考) 検討パターン③(一律改定) の使用料収入

パターン③の使用料収入見込み

- 令和5年度の調定実績に基づき、パターン③の使用料体系で使用料収入を算定した場合、平均改定率は11.5%程度となります。

水量区分		現行単価 (円)	R5実績 使用料収入 (千円)	改定単価 (円)	使用料収入 推計 (千円)	差額	増減率
基本使用料		1,280	616,641	1,410	681,872	+65,231	+10.6%
従量使用料	I (0-10)	—	—	—	—	—	—
	II (10-30)	140	321,818	160	367,037	+45,219	+14.1%
	III (30-50)	150	171,213	170	195,032	+23,819	+13.9%
	IV (50-100)	160	60,588	180	68,338	+7,750	+12.8%
	V (100-750)	170	130,882	190	144,860	+13,978	+10.7%
	VI (750-)	227	201,131	250	218,476	+17,345	+8.6%
合計		1,502,273		1,675,615	+173,342	+11.5%	

※滞納分の支払いなど、一部の特殊な調定データは実績の集計から除外しています